

利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更の概要

〔概要〕

利根川水系及び荒川水系は、昭和 37 年 4 月に利根川水系が水資源開発水系に指定され、昭和 37 年 8 月に水資源開発基本計画（1 次計画）を決定した。その後、昭和 49 年 12 月に荒川水系が水資源開発水系に指定され、昭和 51 年 4 月に 2 水系 1 計画として計画決定した。以降、3 回の全部変更を経て、現行計画は令和 3 年 5 月に決定された 6 次計画となっている。

今般、思川開発事業に係る記載内容の変更が必要であるため、一部変更について審議するものである。

〔変更理由〕

現行計画に記載されている思川開発事業は、令和 6 年度までを予定工期としていたところであるが、導水路及び送水路の工事について、想定外の地質の影響により、現行計画の令和 6 年度に対し、2 年の工期延伸が必要となった。

また、令和 6 年度に特定事業先行調整費制度を活用したことに伴い、調整費の回収期間として、現行計画の令和 6 年度に対し、4 年の工期延伸が必要となった。

このため、現行計画の予定工期を 4 年延伸した令和 10 年度に変更し、概成年度を施設が完成する令和 8 年度とする。

〔変更内容〕

(1) 思川開発事業

予定工期の延長

昭和 44 年度から令和 6 年度まで → 昭和 44 年度から令和 10 年度まで
ただし、概成は令和 8 年度

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更（案）
「新旧対照表（案）」

現行計画(令和3年5月28日閣議決定)	変 更 案
令和3年5月28日 閣議決定	令和3年5月28日 閣議決定 令和●年●月●日 一部変更
<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p>(1) 思川開発事業</p> <p>事業目的 (略)</p> <p>事業主体 (略)</p> <p>河川名 (略)</p> <p>南摩ダム新規利水容量 (略)</p> <p>予定工期 昭和44年度から令和6年度まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>	<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p>(1) 思川開発事業</p> <p>事業目的 (略)</p> <p>事業主体 (略)</p> <p>河川名 (略)</p> <p>南摩ダム新規利水容量 (略)</p> <p>予定工期 昭和44年度から令和10年度まで <u>ただし、概成は令和8年度</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>